

「東京都食品安全推進計画(平成27年度～平成32年度)(案)」に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間：平成26年12月22日から平成27年1月12日まで(22日間)
- (2) 周知方法：プレス発表、ホームページ掲載及びメールマガジンにて周知
- (3) 意見送付方法：郵送、ファクシミリ又は電子メールにて福祉保健局健康安全部食品監視課あて送付

2 意見送付者数：4 (内訳：消費者団体 2、生活協同組合等 2)

3 意見の内容(意見総数：17)

第1章 東京都食品安全推進計画改定の基本的な考え方

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	内容		
1	P.6	施策の柱1	国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進	<p>P.2 食品安全条例 三つ基本理念において事業者の責務として「自主的衛生管理の推進」、「危害の発生又は拡大防止への的確かつ迅速な対応」など5点述べられておりますが施策の柱1との整合が弱いと考えます。三つの基本理念で事業者の責務に関して具体的な記述ですが、施策の柱1ではグローバルスタンダードにそった取り組みだけでは不十分と考えます。</p> <p>昨今、消費者の食の安全や安心を脅かす事故・事件－中国製冷凍ぎょうざ事件、アクリフーズの農薬混入事件、浜松市で学校給食のパンを原因とするノロウイルスによる食中毒、食材偽装－が跡を絶ちません。このような事故・事件等を見れば、HACCP取得企業である雪印集団食中毒事件で見られるようにHACCPの導入だけでは万能ではありません。HACCP導入支援に加えて食品事業者のレベルアップに力を注ぐべきと考えます。</p>	<p>御意見のとおり、食品の安全を確保するためには、重点施策3「国際基準であるHACCP導入支援」のみではなく、食品事業者の実状に応じて自主的な取組を促進していくことが必要となります。このため、重点施策2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」では、認証取得までを3つのステップに分けて取り組みやすいレベルを設定し、段階的なステップアップを図っていく「自主的衛生管理段階的推進プログラム」の普及に取り組むこととしています(P.35参照)。</p> <p>今後、これらの重点施策を中心に、食品事業者に対する継続的な技術支援を実施し、自主的衛生管理の推進を図っていきます。</p>
	P.17 P.36	基本3 重点3	国際基準であるHACCP導入支援		

第2章 食品の安全確保のための施策

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
2	P.17	基本4	食品衛生推進員制度の活用	地に足のついた食品事業者のレベルアップに力を注ぐものとして、基本施策4、5、6を支持いたします。用語説明を読む限りで「食品衛生推進員制度、食品衛生自治指導員制度、安全・品質管理者の活用」等が機能しているか判断付きかねますので丁寧な記述を望みます。	食品衛生推進員、食品衛生自治指導員及び安全・品質管理者の具体的な活動内容などについて、それぞれの用語説明に追記しました(P.56、65参照)。
		基本5	食品衛生自治指導員制度への支援		
		基本6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用		
3	P.20	基本16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用	<p><意見> 食の安全の課題に関しては予防原則で積極的に対応してください。</p> <p><理由> これまでの多くの施策は問題が顕在化してから打たれています。予防原則によって、被害を未然に防ぐ措置を取ってください。食の安全を確保するために消費者が実施した方がよいと考えられる事項について、同様に予防原則に基づき積極的に注意喚起してください。</p>	引き続き、国と連携を図りつつ、食品安全審議会や食品安全情報評価委員会などの都独自の制度を活用し、必要に応じ、食品による健康被害を未然に防止する措置や積極的な注意喚起を行っていきます。
	P.26	基本30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供		
4	P.21	基本18	畜産物等の安全対策	<p><意見> BSE死亡牛検査を引き続き実施し、検査方法を改善してください。</p> <p><理由> 国は死亡牛のBSE検査の対象を48ヶ月齢以上に変更する方針のようですが、むしろ全頭の検査に戻すべきと私たちは考えます。現行のBSE検査は定型BSEを対象に開発された方法ですが、非定型BSEは定型BSEとプリオンの脳内分布が異なり、検出力に疑問があるからです。非定型BSEを検出しうる新しい検査方法の開発を国に要請し、協力して進めてください。</p>	<p>現在、死亡牛のBSE検査は、①我が国牛群のBSE有病率を把握すること及び②飼料規制等のBSE対策の有効性を検証する目的で行われています。</p> <p>また、飼料規制等のBSE対策については、平成25年5月、我が国が国際獣疫事務局(OIE)により「無視できるBSEリスク」の国に認定され、その有効性が国際的にも認められました。</p> <p>今後とも、上記の目的を踏まえて、生産現場において、飼料の取扱いを確認するとともに、引き続き死亡牛のBSE検査を適切に実施するなど、BSE対策に取り組んでいきます。</p>
	P.29	基本40	試験検査法の開発改良		

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
5	P.23 P.40	基本23 重点6	「健康食品」対策	<p>推進計画 施策の柱2「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」及び23「健康食品」対策 を評価いたします。食品は子どもから高齢者、アレルギー体質の人など全ての人を対象となるものなので、消費者への「健康食品」の知識啓発、消費者参加型の監視や通報制度、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望みます。</p>	<p>「健康食品」については、引き続き、関係各局と連携しながら、市場流通状況や違反状況等を勘案した試買調査や監視指導を行うとともに、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などの消費者向け普及啓発を実施していきます。</p> <p>また、食品表示法に基づく新たな機能性表示制度については、現在、国において、国と自治体との役割分担を含めその詳細が検討されていることから、国の動向を踏まえ適切に対応していきます。</p> <p>なお、都は、これまでも「健康食品」に関して、法的な位置付けの明確化や安全性に関する基準の設定といった制度構築について、国へ提案要求しています。今後も、必要に応じて、「健康食品」による健康被害を未然に防止するための国への提案要求を実施していきます。</p>
6				<p><意見> 機能性表示の監視を行なってください。</p> <p><理由> 食品の機能性表示制度は事業者が提示する機能性の資料の審査という国が本来実施すべき業務を放棄して、判断を消費者に委ねようとするものです。私たちはこの制度の実施が遺憾ですが、この制度により消費者に健康被害や経済的被害が生じないよう、都が監視し、業者の指導を行うとともに、健康増進は通常の食品をバランスよく摂取することによって得られるものであることの消費者教育の推進を要望します。</p>	
7				<p><意見> ①子どものサプリメント利用実態の調査や研究を進め、監視や啓発に活かしていくことが必要です。 ②新たな機能性表示制度への適切な対応として、安全性の確認や担保のための監視体制の整備や、都民への適切な情報提供の強化を求めます。また制度上の問題点が生じた場合には、国への提案要求も積極的に行ってください。</p> <p><理由> ①子どもの「健康食品」の利用が進んでおり、子どもの健全な成長のためにも監視や啓発、食育推進部署との連携の推進が必要です。 ②新たな機能性表示制度に求められている安全性の徹底や機能性への十分な科学的根拠、表示の適正さ等の確保のために、監視や指導の強化が求められます。また、消費者の機能性への安易な期待感増幅も危惧されているだけに、適切な情報提供や啓発が求められています。新制度については、その脆弱性が消費者委員会答申(「食品表示基準の制定に係る答申」2014年12月9日)でも指摘されており、制度上の問題点に対しては国への積極的な対応も求められます。</p>	

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
8	P.26	基本30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供	<p><意見> 食品の安全に関する情報提供が十分行き届いているか、検証しながら計画を推進していくことが必要です。計画の具体化に反映して下さい。</p> <p><理由> 都民からの情報提供への要望は強く、昨年7～8月に東京都で実施された「食生活と食育に関する世論調査」においても、行政への要望トップに『食の安全に関する情報提供の充実』（50%が要望）が挙げられており、まだまだ情報提供が不十分であることも伺えます。情報が十分行き届いているかの検証も行って、情報提供の在り方等に反映していく必要があります。</p>	<p>都では、これまで、ホームページや報道機関への公表、パンフレット、メールマガジン、ツイッター、講習会等により、食品の安全に関する普及啓発や情報提供を行ってきました。引き続き、計画の進捗状況を食品安全審議会に報告し、食品安全審議会の意見を踏まえながら、様々な媒体や機会を通じて、効果的な普及啓発や情報提供を行ってまいります。</p>
9	P.26	基本31 重点9	食品中の放射性物質モニタリング検査結果等食品安全情報の世界への発信	<p><意見> 東京都のホームページ上で発信されている放射性物質モニタリング検査の検出限界値を厳しくしてください。</p> <p><理由> 計画案P.11施策の柱3には、「食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導はもとより、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが必要です。」とあります。都民自らが判断するためにもっと検出限界値を下げてください。また、検査結果をホームページ上で公表していることを広く告知してください。</p>	<p>食品中の放射性物質検査の検出限界値は、厚生労働省から示された検査法に基づき設定しています。また、検査結果は、定期的にホームページを更新しメールマガジンにて周知を行っています。</p> <p>食品中の放射性物質については、都内産農産物、都内流通食品の放射性物質検査やトータルダイエツスタディによる摂取量の推計を行うとともに、ホームページや都民フォーラム等を通じ、情報発信を行っています。</p> <p>今後とも、食品中の放射性物質等に関する正確な認識と理解に向け、取り組んでいきます。</p>
10	P.46			<p><意見> 放射線の影響を正しく伝え、低減の取り組みを進めてください。</p> <p><理由> 国や行政の情報では、ともすれば放射線の健康影響を限定的に伝え、安全を強調する内容となっています。放射線の長期影響にはしきい値がないので、被曝は出来る限り減らすべき、というのは放射線防護学の常識です。したがって基準値以下であれば安全であるかのような間違った説明は行なわないようにしてください。食品の残留放射能を出来るだけ減らすよう、都の取り組みを要望します。</p>	

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
11	P.26 P.47	基本32 重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>前「食品安全推進計画」では「食に関するリスクコミュニケーションの充実」でしたが、今回「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」に変更となっておりますが、具体的な取り組みとして「食の安全都民フォーラム」を考慮するならば、前「食品安全推進計画」の表現が適切と考えます。</p> <p>基本施策32の具体的な記述として「食の安全都民フォーラムなど」とありますが、前「食品安全推進計画」では、都民フォーラムの他に「わかりやすい情報の提供(ホームページ等)」の記述がありました。数回都民フォーラムに参加しておりますが、このイベントでリスクコミュニケーションが図れるとは思えません。「など」の部分の記述を充実すべきと考えます。</p>	<p>基本施策32「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」は、食の安全都民フォーラムを含め、食品の安全に関する様々なリスクコミュニケーションを推進していく施策であり、より目的を明確にするため、この施策名としました。</p> <p>なお、当該施策は重点施策に選定しており、重点施策の項目に、食の安全都民フォーラムのほか、ホームページ等の様々な媒体を活用した分かりやすい情報の提供などの具体的な取組を記載しています(P.47、48参照)。</p>
12				<p><意見> 関係者による活発な意見交換には様々な機会や形態、内容の工夫が求められており、その具体化が計画案では不十分です。既存の企画の見直しや機会を増やすことなどを追記し、重点施策として力が注がれることを示してください。</p> <p><理由> 関係者が様々な機会を通じて行う情報や意見交換の具体例が「等」の表現は有るものの、既存の枠を出ていません。リスクコミュニケーションの意義や役割・重要性を踏まえれば、小規模での開催含めた様々な機会や形態での展開や、従来の一方通行的な理解推進でなく、十分な意見交換が行われるなどの内容の工夫も求められています。</p>	<p>食品の安全に関するリスクコミュニケーションについては、関係者が様々な機会を通じ、情報や意見の交換を行っていくことが重要であると考えています。</p> <p>このため、重点施策10「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」1「関係者による活発な意見交換」の「食の安全都民フォーラム」に「実施の規模や内容について検討を行い、より効果的なリスクコミュニケーションを推進していく」旨、追記しました(P.47参照)。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
13				<p><意見> アレルギー表示を拡大充実させてください。</p> <p><理由> アレルギーは当事者にとっては重大な問題です。法では推奨品目となっているアレルゲンについても、出来るだけ表示するように、事業者の指導を要望します。</p>	
14	P.26 P.49	基本33 重点11	総合的な食物アレルギー対策の推進	<p><意見> 外食等におけるアレルギー物質の情報提供については、「国の規制の動向を見据え、適切に対応していく」としてはいますが、東京都として積極的な表示対応がなされることを要望します。</p> <p><理由> 食品表示法では、外食・中食でのアレルギー物質の情報提供が義務づけられておらず、検討会の中間報告においては、事業者の自主的な情報提供の促進に向けた基本的な留意点の取りまとめが行われました。アレルギー表示が生命に関わる重要な表示だけに、国の対応が不十分な場合は、東京都が先行した積極的対応をしていく必要も有ると捉えています。</p>	食物アレルギーについては、食物アレルギーを有する人にとって、生命に危険を及ぼす場合もあり、健康へのリスクは高いものと考えています。食物アレルギー対策は、適切な表示を含め、食品の製造・調理施設におけるアレルギー物質の混入防止や発症時の対応など多岐にわたっているため、国の動向を見据えつつ、都の関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら総合的に対策を進めていきます。
15	P.27	基本34	食品の安全に関する食育の推進	基本施策34、35で「食品の安全」をテーマとした食育と自主的な学習について記述されております。食品安全推進計画の性格上「安全」に力点を置くことは適切かとは思いますが「食べることの大切さ・楽しさ」を伝える食育イベントや食育の普及に向けてこれまで以上に力を注ぐことを要望いたします。	食育については、東京都食品安全推進計画では、「食品の安全に関する食育の推進」としてはいますが、全庁的には、東京都食育推進計画を策定し、総合的に施策を推進しています。このため、御意見にある食育のイベントや普及については、東京都食育推進計画において、さらなる充実に向けて検討していきます。
	P.27	基本35	都民の自主的な学習に対する支援		
16	P.28	基本36	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映	<p><意見> 施策について消費者の意見を反映してください。</p> <p><理由> パブリックコメントや意見交換会などリスクコミュニケーションについては、食品のリスクを蒙る立場である消費者の意見を出来るだけ反映するようにしていただくように要望します。</p>	東京都食品安全推進計画の改定に当たっては、都民代表(公募を含む)や事業者代表、学識経験者の委員により構成される食品安全審議会において、改定の考え方などが審議されました。また、食品安全審議会では、答申をまとめるに当たり、パブリックコメントを実施しています。さらに、答申を踏まえた計画(案)についても、今回、パブリックコメントを実施し、計画を改定しています。引き続き、食品の安全に関する施策に、都民の意見を反映することができるよう努めていきます。

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

	該当箇所		御意見	御意見に対する考え方
	ページ	内容		
17	P.51	推進計画の実施と見直し	<p><意見> 推進計画の実施に当たっては、期間中にとくに早急に対応して強化する事項(リスクが高い・危険性の大きさ・準備期間が必要など)を明確にして進めて下さい。</p> <p><理由> 推進計画では、諸課題への迅速・的確な対応事項として重点施策が設定されていますが、さらに全体の実施に当たって、食品の安全を取り巻く状況を踏まえて重要度や緊急度などを加味した対応も求められています。早急に対応・強化される事項が明確にされた推進を求めます。また年度ごとの進捗状況報告も食品安全審議会等にわかりやすく提供されることを要望します。</p>	<p>東京都食品安全推進計画では、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」としています。</p> <p>さらに、課題に迅速・的確に対応するため、「基本施策」のうち特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定しました。</p> <p>計画期間中は、「基本施策」を着実に実施していくとともに、「重点施策」を中心に施策の充実を図っていきます。</p> <p>また、計画の進捗状況については、年度ごとに食品安全審議会に報告し、食品安全審議会の意見を踏まえながら施策を推進していきます。</p>